

各位

会社名 株式会社富士テクニカ
代表者名 代表取締役社長 糸川 良平
(JASDAQ・コード 6476)
問合せ先 取締役執行役員財務部長 村上 正明
電話番号 055 - 977 - 2300

「企業再生支援機構による富士テクニカへの支援決定及び事業譲受のお知らせ」の
未確定事項の一部確定及び一部訂正に関するお知らせ

平成 22 年 9 月 17 日に公表いたしました「企業再生支援機構による富士テクニカへの支援決定及び事業譲受のお知らせ」について、本日開催の取締役会において未定であった事項の一部が確定し、また記載事項の一部に訂正がございますので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、以下の各項目番号及びページ番号は、平成 22 年 9 月 17 日付「企業再生支援機構による富士テクニカへの支援決定及び事業譲受のお知らせ」における項目番号及びページ番号を示しております。

．本件の日程（5 頁～6 頁）

本件の日程について確定した事項は以下のとおりです（下線 は変更箇所を示しております。）。

（前略）

平成 22 年 10 月 12 日 取締役会決議
本事業統合に関する事業譲渡契約書の締結
臨時株主総会招集
定款変更（付議議案）
株式併合（付議議案）
本優先株式の発行（付議議案）
本事業統合に関する事業譲渡契約（付議議案）

平成 22 年 10 月 29 日 臨時株主総会（予定）
定款変更の承認
株式併合の承認
本優先株式発行の承認
本事業統合に関する事業譲渡契約の承認

平成 22 年 11 月 11 日 機構による買取り決定等及び出資決定（予定）

平成 22 年 11 月 12 日 取締役会決議（予定）
本優先株式の割当先の最終確定

平成 22 年 12 月 1 日 株式併合及び単元株式数の変更の効力発生（予定）

平成 22 年 12 月 15 日 本 DES、本 DDS 及び本資金調達の完了（予定）
主要取引先金融機関による本 DES 及び本 DDS の実行
機構による払込みの完了
主要株主である筆頭株主の異動及び親会社の異動（予定）

平成 22 年 12 月 16 日 本事業統合の実行（予定）
本事業譲受に関する譲受代金の支払い

・ 本事業統合について（6 頁～7 頁）

本事業統合について確定した事項は以下のとおりです。

2. 本事業統合の内容

当社は、平成 22 年 10 月 12 日開催の取締役会において、当社と宮津製作所の事業を統合するため、本事業統合に関する事業譲渡契約書を締結することを決議し、同日締結いたしました。なお、本事業統合の概要については以下の各項をご覧ください。

(1) 譲受け部門の内容

当社は、宮津製作所が営む自動車用プレス金型及び治具工具の企画、製作及び販売事業（以下、「本譲受事業」といいます。）の全部を事業譲渡の方法により譲り受けます。

(2) 譲受け部門の経営成績

	平成 21 年 2 月期	平成 22 年 2 月期
売 上 高	11,094 百万円	7,178 百万円
売 上 総 利 益	390 百万円	549 百万円
営 業 利 益	2,206 百万円	2,027 百万円
経 常 利 益	2,326 百万円	2,159 百万円

(3) 譲受け資産、負債の項目及び金額（平成 22 年 2 月 28 日現在）

資 産		負 債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	6,242 百万円	流動負債	1,457 百万円
固定資産	1,950 百万円	固定負債	642 百万円
合計	8,193 百万円	合計	2,099 百万円

上記譲受け資産及び負債の金額は、平成 22 年 2 月 28 日現在における資産及び負債の金額であります。そのため、譲受け資産及び負債の確定日（予定）である平成 22 年 12 月 16 日時点においては、上記金額が変動する可能性があります。

(4) 譲受け価額及び決済方法

当社は、本事業譲受に係る譲受価額について、第三者機関である山田ビジネスコンサルティング株式会社（以下、「山田ビジネスコンサルティング」といいます。）及び山田 FAS 株式会社（以下、「山田 FAS」といいます。）に公正中立な立場から算定を依頼しました。山田ビジネスコンサルティング及び山田 FAS は、算定にあたって DCF 法を採用し、本事業譲受に係る譲受価額を 27.2 億円～33.3 億円と算定しました。当社は、かかる算定結果を踏まえ、宮津製作所と協議・交渉の上、総合的に判断した結果、本事業譲受に係る譲受価額を、DCF 法に基づいた算定結果のレンジの範囲内である 30 億円を基準とし、実際に承継された資産、負債及び契約等を考慮して 30 億円を上限として調整した金額とすることにいたしました。なお、本事業譲受に係る譲受代金は現金で決済いたします。

4. 会計処理の概要

本事業譲受の結果、負ののれんが発生することが見込まれますが、のれんの価額については現時点では未確定であるため、金額が確定次第開示いたします。

5. 今後の見通し

本事業統合が当期以降の業績に与える影響は、本譲受事業の業績を踏まえた個別及び連結の業績見通しと併せて、確定次第お知らせいたします。

また、当社は、本事業統合の実行後速やかに、事業統合後の会社として相応しい商号に変更することを予定しております。

(参考) 当期連結業績予想(平成22年9月17日公表分)及び前期連結実績 (単位:百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期連結業績予想 (平成23年3月期)	9,779	1,845	1,866	165
前期連結実績 (平成22年3月期)	15,832	396	257	299

____. 第三者割当による優先株式の発行について(予定)(7頁~15頁)

第三者割当による優先株式の発行について確定した事項は以下のとおりです(下線____は変更箇所を示しております。)

1. 募集の概要

(2) B種優先株式の概要

(7) 募集又は割当方法(割当先)	<p>第三者割当の方法により、以下の者のうち引受けの申し込みがあった者に対して割り当てることを予定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社静岡銀行 ・株式会社三菱東京UFJ銀行 ・株式会社十六銀行 ・岐阜信用金庫 ・株式会社企業再生支援機構 <p>なお、上記5社以外の者が割当先となる予定はございません。</p>
-------------------	---

静岡銀行及び機構を除く上記割当先(予定)の概要は、別紙 -5-(2)(追加)をご覧ください。

B種優先株式に関する開示内容について以下のとおり訂正いたします(下線____は訂正箇所を示しております。)

(訂正前)

1. 募集の概要

(2) B種優先株式の概要

(2) 発行新株式数	最大で <u>2,271,739</u> 株
(4) 発行価額の総額	最大で <u>3,134,999,820</u> 円
(6) 資本組入額の総額	最大で <u>1,567,499,910</u> 円

4. 発行条件等の合理性

発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由	A種優先株式には議決権が付与されているため、A種優先株式が発行された段階で、普通株式に議決権ベースで92.08%の希薄化が生じることとなります。
-------------------------------	--

	<p>また、A 種優先株式には普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項が、B 種優先株式には普通株式を対価とする取得条項が、それぞれ付されております。本優先株式の全てが普通株式に転換された場合、A 種優先株式は普通株式 13,249,998 株に、B 種優先株式は普通株式 <u>2,271,739</u> 株に転換され、この結果、普通株式に <u>1,929.75%</u> (A 種優先株式の転換により <u>1,647.31%</u>、B 種優先株式の転換により <u>282.43%</u>) の希薄化が生じることとなり、その希薄化の規模は相当大きなものになります。</p> <p>しかしながら、当社といたしましては、本優先株式発行により、財務的窮境からの脱却が可能になり、A 種優先株式の発行による資金調達は、機構の支援による本事業再生計画の実行を通じた将来的な株主価値の向上を企図するものであり、B 種優先株式については、発行後 1 年後の普通株式への転換が、また、A 種優先株式については、発行後 1 年経過後から 4 年経過後までの転換が想定されているため、本優先株式発行により、直ちに全ての希薄化が生じるものではなく、普通株式への転換が段階的に開始するように急激な希薄化に対する配慮がなされているものと考えております。</p> <p>また、当社といたしましては、機構は、機構法に基づき主務大臣の認可を受けて設立され公的な役割を担う法人であり、機構が当社の株式を保有することには事業面での効果が期待できることから、むしろ当社の株主全体の利益に資すると考えられ、他方、B 種優先株式のみを見れば、その普通株式への転換に伴う希薄化率は <u>282.43%</u> であることから、後述する JASDAQ の上場廃止基準に抵触しない範囲のものであると認識しております。</p> <p style="text-align: center;">(以下、省略)</p>
--	--

(訂正後)

1. 募集の概要

(2) B 種優先株式の概要

(2) 発行新株式数	<u>2,273,911</u> 株
(4) 発行価額の総額	<u>3,137,997,180</u> 円
(6) 資本組入額の総額	<u>1,568,998,590</u> 円

4. 発行条件等の合理性

<p>発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した理由</p>	<p>A 種優先株式には議決権が付与されているため、A 種優先株式が発行された段階で、普通株式に議決権ベースで <u>92.08%</u> の希薄化が生じることとなります。</p> <p>また、A 種優先株式には普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項が、B 種優先株式には普通株式を対価とする取得条項が、それぞれ付されております。本優先株式の全てが普通株式に転換された場合、A 種優先株式は普通株式 13,249,998 株に、B 種優先株式は普通株式 <u>2,273,911</u> 株に転換され、この結果、普通株式に <u>1,941.93%</u> (A 種優先株</p>
--------------------------------------	--

	<p>式の転換により <u>1,657.48%</u>、B 種優先株式の転換により <u>284.45%</u>) の希薄化が生じることとなり、その希薄化の規模は相当大きなものになります。</p> <p>しかしながら、当社といたしましては、本優先株式発行により、財務的窮境からの脱却が可能になり、A 種優先株式の発行による資金調達、機構の支援による本事業再生計画の実行を通じた将来的な株主価値の向上を企図するものであり、B 種優先株式については、発行後 1 年後の普通株式への転換が、また、A 種優先株式については、発行後 1 年経過後から 4 年経過後までの転換が想定されているため、本優先株式発行により、直ちに全ての希薄化が生じるものではなく、普通株式への転換が段階的に開始するように急激な希薄化に対する配慮がなされているものと考えております。</p> <p>また、当社といたしましては、機構は、機構法に基づき主務大臣の認可を受けて設立され公的な役割を担う法人であり、機構が当社の株式を保有することには事業面での効果が期待できることから、むしろ当社の株主全体の利益に資すると考えられ、他方、B 種優先株式のみを見れば、その普通株式への転換に伴う希薄化率は <u>284.45%</u> であることから、後述する JASDAQ の上場廃止基準に抵触しない範囲のものであると認識しております。</p> <p style="text-align: center;">(以下、省略)</p>
--	--

平成 22 年 9 月 17 日付の公表内容のうち、上記の各訂正に伴って併せて訂正が必要となる箇所につきましては、上記の各訂正を踏まえて読み替えていただきますようお願い申し上げます。なお、上記の訂正に伴い、B 種優先株式の発行を伴う DES により減少する当社の有利子負債は、約 31 億 3,800 万円となります。

・定款の変更(予定)(17頁)

定款の変更について確定した事項は以下のとおりです。

2. 定款変更の内容

定款変更の具体的な内容は、下記のとおりです。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2,900 万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、2,900 万株とする。</p> <p><u>2. 当社の各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>普通株式</u> <u>2,900 万株</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>A 種優先株式</u> <u>75 万株</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>B 種優先株式</u> <u>230 万株</u></p>
(新 設)	<p><u>(A 種優先株式)</u></p> <p><u>第 6 条の 2</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<u>A 種優先株式の内容は、別紙 1 のとおりとする。</u>
(新 設)	<u>(B 種優先株式)</u> <u>第 6 条の 3</u> <u>B 種優先株式の内容は、別紙 2 のとおりとする。</u>
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の普通株式、A 種優先株式および B 種優先株式の単元株式数は、 <u>それぞれ 100 株</u> とする。
(新 設)	<u>(種類株主総会)</u> <u>第 18 条の 2</u> <u>第 14 条、第 16 条ないし第 18 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>2. 第 13 条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>3. 第 15 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の種類株主総会決議に、第 15 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の種類株主総会決議にそれぞれ準用する。</u>
(新 設)	<u>附則</u> <u>第 1 条</u> <u>第 8 条の変更の効力は、平成 22 年 10 月 29 日開催の臨時株主総会の第 1 号議案に係る株式併合の効力発生を条件として、その直後に発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は、第 8 条の変更の効力発生後にこれを削除する。</u>

別紙 1

A 種優先株式の内容

1. A 種優先期末配当金

(1) 当社は、剰余金の期末配当を行うときは、当該剰余金の期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種優先株式を有する株主（以下「A 種優先株主」という。）又は A 種優先株式の登録株式質権者（以下「A 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）及び B 種優先株式の株主（以下「B 種優先株主」という。）又は B 種優先株式の登録株式質権者（以下「B 種優先登録株式質権者」という。）に先立ち、A 種優先株式 1 株につき、A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（但し、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記（ 2 ）に定める配当年率（以下「A 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を切り上げる。（以下「A 種優先期末配当金」という。））の剰余金の配当を行う。但し、当該基準日の属する事業年度において A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して第 2 項に定める A 種

優先中間配当金又は第3項に定めるA種優先臨時配当金を支払ったときは、その額を控除した額をA種優先期末配当金とする。

(2) A種優先配当率

A種優先配当率 = 日本円 TIBOR (12 か月物) + 0.5%

なお、A種優先配当率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円 TIBOR (12 か月物)」とは、各事業年度の初日(但し、当該日が銀行休業日の場合は前営業日)(以下「A種優先配当率決定日」という。)の午前11時における日本円12か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円 TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとし、A種優先配当率決定日に日本円 TIBOR (12 か月物)が公表されていない場合は、これに代えて同日(当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円12か月物ロンドン・インターバンク・オファード・レートとして英国銀行協会(BBA)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の期末配当の額がA種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先期末配当金を超えて配当は行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. A種優先中間配当金

当会社は、中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先期末配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払う。

3. A種優先臨時配当金

当会社は、中間配当及び期末配当以外に普通株主若しくは普通登録株式質権者又はB種優先株主若しくはB種優先登録株式質権者に剰余金の配当を行う場合には、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、当該基準日が属する事業年度に係るA種優先期末配当金として支払われるべき金額に、当該事業年度の初日(同日を含む。)から当該基準日(同日を含む。)までの日数を乗じ、365で除して得られる額(円未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。以下「A種優先臨時配当金」という。)を金銭により配当する。但し、当該事業年度の初日から当該基準日までの期間に属する基準日に係るA種優先中間配当金又は先行するA種優先臨時配当金がある場合には、かかるA種優先中間配当金及びA種優先臨時配当金の合計額を控除した額とする。

4. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に先立ち、

A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（但し、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記（3）に定める A 種優先株式 1 株当たりの A 種経過優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

（2）非参加条項

A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対しては、上記（1）のほか残余財産の分配は行わない。

（3）A 種経過優先配当金相当額

A 種優先株式 1 株当たりの A 種経過優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に A 種優先期末配当金の額を乗じた金額を 365 で除して得られる額（円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を切上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度において A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して A 種優先中間配当金又は A 種優先臨時配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

5．議決権

A 種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

6．種類株主総会における決議

当会社が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

7．普通株式を対価とする取得請求権

A 種優先株主は、平成 23 年 12 月 15 日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降平成 26 年 12 月 15 日（当該日が営業日ではない場合には、翌営業日）までの間（以下「転換請求期間」という。）いつでも、当会社に対して、その有する A 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は A 種優先株主が取得の請求をした A 種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める算定方法に従って算出される数の当会社の普通株式を、当該 A 種優先株主に対して交付するものとする。

（1）取得と引換えに交付する普通株式の数

A 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係る A 種優先株式の数に A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を乗じて得られる額を、下記（2）以下に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、A 種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付はしない。

（2）当初取得価額

取得価額は、当初、400 円とする。

（3）取得価額の調整

(a) A 種優先株式の発行後に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

分割前発行済普通株式数

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割後発行済普通株式数}}{\text{分割前発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本（3）において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式} \\ \text{の数 - 当社が保} \\ \text{有する普通株式の} \\ \text{数）} \end{array} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array}}$$

当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る普通株式 1 株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本（3）において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本（3）において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)

に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」として普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記又はのいずれかに該当する場合には、当会社は A 種優先株主及び A 種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

前のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる連続する 30 取引日の株式会社大阪証券取引所ジャスダック市場における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、本(e)の調整前取得価額はこの差額を差し引いた額とする。

8. 金銭を対価とする取得請求権

- (1) A 種優先株主は、平成 24 年 12 月 15 日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降いつでも、当会社に対して、その有する A 種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「金銭対価取得請求」という。）当会社は、A 種優先株主が金銭対価取得請求をした A 種優先株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における取得上限額（下記（2）において定義される。）を限度として法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、金銭を当該 A 種優先株主に対して交付するものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべき A 種優先株式は、金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得対価

金銭対価取得請求が行われた場合における A 種優先株式 1 株当たりの取得対価は、A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（但し、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、金銭対価取得請求日における A 種優先株式 1 株当たりの A 種経過優先配当金相当額（第 4 項（3）に準じて算定される。）を加えた金額とする。なお、「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日（以下「分配可能額計算日」という。）における分配可能額（会社法第 461 条第 2 項に定めるものをいう。以下同じ。）を基準とし、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日（同日を含まない。）までの間において、（ ）当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに（ ）本項に基づき金銭対価取得請求が行われ又は第 10 項に基づき当会社取締役会において取得することを決議された A 種優先株式の取得価額の合計額を減じた額とする。但し、取得上限額がマイナスの場合は 0 円とする。

9．普通株式を対価とする取得条項

当社は、転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当会社取締役会が別に定める日（以下「強制転換日」という。）が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、転換請求期間中に取得請求のなかった A 種優先株式の全部を取得することができる。この場合、当社は、かかる A 種優先株式を取得するのと引換えに、かかる A 種優先株式の数に A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（但し、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じて得られる額を、強制転換日における取得価額（第 7 項（3）に準じて調整される。）で除して得られる数の普通株式を A 種優先株主に対して交付するものとする。A 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱う。

10．金銭を対価とする取得条項

（1）当社は、いつでも、当会社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、金銭の交付と引換えに、A 種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当社は、強制償還日における取得上限額（第 8 項（2）に準じて算定される。）を限度として、法令上可能な範囲で、A 種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、下記（2）に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭を A 種優先株主に対して交付するものとする。なお、A 種優先株式の一部を取得する場合は、当社が取得すべき A 種優先株式は強制償還日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種優先株式の保有株式数に応じた比例按分の方法により決定する。

（2）強制償還価額

強制償還価額は、A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（但し、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、強制償還日における A 種優先株式 1 株当たりの A 種経過優先配当金相当額（第 4 項（3）に準じて算定される。）を加えた金額とする。

11．譲渡制限

譲渡による A 種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。

別紙 2

B 種優先株式の内容

1．剰余金の配当

B 種優先株式に係る剰余金の配当については、当社が普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対する剰余金の期末配当、中間配当又は臨時配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された B 種優先株式を有する株主（以下「B 種優先株主」という。）又は B 種優先株式の登録株式質権者（以下「B 種優先登録株式質権者」という。）に対し、B 種優先株式 1 株につき普通株式 1 株当たりの配当額と同額の剰余金を支払うものとする。

2．残余財産

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、B 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（但し、B 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める B 種優先株式 1 株当たりの経過配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 経過配当金相当額

B 種優先株式 1 株当たりの経過配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対する期末配当金の額を乗じた金額を 365 で除して得られる額（円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を切上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度において B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対して中間配当金又は臨時配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

3．議決権

B 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

4．種類株主総会における決議

当社が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

5．普通株式を対価とする取得条項

当社は、平成 23 年 12 月 15 日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降いつでも、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、B 種優先株式の全部を取得することができる。この場合、当社は、かかる B 種優先株式 1 株を取得するのと引換えに、普通株式 1 株を当該 B 種優先株主に対して交付するものとする。

6．譲渡制限

譲渡による B 種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

・新代表取締役候補に関するお知らせ（見込み）（19頁）

新代表取締役候補に関するお知らせについて以下のとおり訂正いたします（下線 は訂正箇所を示しております。）。

3. 新代表取締役候補の略歴等
（訂正前）

生年	略歴	所有株式数
昭和 <u>25</u> 年	昭和 <u>55</u> 年 3 月 昭和 <u>55</u> 年 4 月 昭和 63 年～平成 9 年 平成 9 年 平成 11 年 平成 13 年 平成 14 年 平成 15 年 平成 18 年 平成 19 年 平成 20 年 平成 21 年	-
	静岡大学工学部大学院卒業 鈴木自動車工業（現スズキ株式会社）入社 生産技術車体課配属 CAMI Automotive Inc.（カナダ） （スズキ株式会社と General Motors Corp.の合併会社）に駐在 工場建設から工場長を経験 スズキ株式会社 湖西工場長 同社 取締役 同社 常務取締役 生産本部長 同社 専務取締役 生産本部長 同社 常務取締役 購買本部長 同社 専務役員 金型担当 兼 株式会社エステック社長 スズキ株式会社 金型工場長 同社 常務役員 金型工場長 同社 生産本部 海外工場担当	

（訂正後）

生年月日	略歴	所有株式数
昭和 <u>20</u> 年 <u>8 月 28 日</u>	昭和 <u>45</u> 年 3 月 昭和 <u>45</u> 年 4 月 昭和 63 年～平成 9 年 平成 9 年 平成 11 年 平成 13 年 平成 14 年 平成 15 年 平成 18 年 平成 19 年 平成 20 年 平成 21 年	-
	静岡大学工学部大学院卒業 鈴木自動車工業（現スズキ株式会社）入社 生産技術車体課配属 CAMI Automotive Inc.（カナダ） （スズキ株式会社と General Motors Corp.の合併会社）に駐在 工場建設から工場長を経験 スズキ株式会社 湖西工場長 同社 取締役 同社 常務取締役 生産本部長 同社 専務取締役 生産本部長 同社 専務取締役 購買本部長 同社 専務役員 金型担当 兼 株式会社エステック社長 同社 金型工場長 同社 常務役員 金型工場長 同社 生産本部 海外工場担当	

以 上

別紙 -5-(2) (追加): B種優先株式

(平成22年3月31日現在)

商号	株式会社三菱東京UFJ銀行					
本店所在地	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号					
代表者の役職・氏名	頭取 永易 克典					
事業内容	銀行業					
資本金の額	1,711,958百万円					
設立年月日	大正8年8月15日					
発行済株式数	12,707,738,122株					
事業年度の末日	3月31日					
従業員数	55,549名(連結)					
主要取引先	一般個人及び法人					
大株主及び持株比率	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 99.14%					
当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。				
	取引関係	当社に対して2,248百万円の融資を行っております。				
	人的関係	該当事項はありません。				
	関連当事者への該当状況	該当しません。				
最近3年間の経営成績及び財政状態(連結) (単位:百万円)						
	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期			
純資産	7,985,225	6,857,089	9,300,572			
総資産	155,801,981	160,826,160	165,095,177			
1株当たり純資産(円)	587.12	451.70	574.78			
経常収益	5,083,631	4,240,043	3,515,787			
経常利益	794,409	103,819	458,286			
当期純利益	591,452	213,962	362,886			
1株当たり当期純利益(円)	56.93	21.86	30.16			
1株当たり配当金(円)	普通株式	46.45	普通株式	5.45	普通株式	17.13
	第一回第二種優先株式		第一回第二種優先株式		第一回第二種優先株式	
	60.00		60.00		60.00	
	第一回第三種優先株式		第一回第六種優先株式		第一回第六種優先株式	
15.90		210.90		210.90		
第一回第六種優先株式		第一回第七種優先株式		第一回第七種優先株式		
80.68		43.00		115.00		

(平成22年3月31日現在)

商号	株式会社十六銀行		
本店所在地	岐阜市神田町八丁目26番地		
代表者の役職・氏名	取締役頭取 堀江 博海		
事業内容	銀行業		
資本金の額	36,839百万円		
設立年月日	明治10年8月8日		
発行済株式数	366,855,449株		
事業年度の末日	3月31日		

従業員数	3,048名(連結)		
主要取引先	一般個人及び法人		
大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 5.00%		
当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社に対して約230百万円の融資を行っております。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当しません。	
最近3年間の経営成績及び財政状態(連結) (単位:百万円)			
	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
純資産	241,709	201,887	226,672
総資産	4,141,588	4,176,115	4,365,437
1株当たり純資産(円)	614.10	502.21	567.75
経常収益	141,809	115,684	112,477
経常利益	20,351	14,685	16,937
当期純利益	10,313	9,386	9,008
1株当たり当期純利益(円)	28.29	25.75	24.73
1株当たり配当金(円)	8.00	7.00	7.00

(平成22年3月31日現在)

商号	岐阜信用金庫		
本店所在地	岐阜市神田町六丁目11番地		
代表者の役職・氏名	理事長 高橋 征利		
事業内容	信用金庫業		
出資金の額	21,904百万円		
設立年月日	大正13年3月		
事業年度の末日	3月31日		
従業員数	1,817名		
主要取引先	一般個人及び法人		
当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社子会社に対して約248百万円の融資を行っております。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当しません。	
最近3年間の経営成績及び財政状態(連結) (単位:百万円)			
	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
純資産	97,414	77,290	91,172
総資産	2,136,206	2,113,001	2,144,015
経常収益	57,846	54,452	52,346
経常利益	10,897	15,979	3,432
当期純利益	7,397	14,965	3,639

以上